

事 務 連 絡
令和6年3月18日

一般社団法人 日本経済団体連合会 御中

厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部感染症対策課
厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部予防接種課
厚生労働省労働基準局安全衛生部労働衛生課

従業員に対する風しんの抗体検査の機会の提供について（協力依頼）

平素より、厚生労働行政につきまして、格別の御配慮を賜り厚く御礼申し上げます。

厚生労働省においては、これまで風しんの定期の予防接種を受ける機会がなかった昭和37年4月2日から昭和54年4月1日までの間に生まれた男性（令和6年1月時点で44歳から61歳）を対象とする「風しんの追加的対策」について、貴会に対し「従業員に対する風しんの抗体検査の機会の提供について（協力依頼）」（令和4年4月20日付け健健発0420第1号・健感発0420第1号・基安労発0420第1号厚生労働省健康局健康課長・結核感染症課長・労働基準局安全衛生部労働衛生課長連名通知）により、定期健診の機会に併せて風しんの抗体検査を実施できる機会を提供いただく等、これまで御協力をお願いしてきたところです。

「風しんの追加的対策」については、令和7年3月末までに対象者の抗体保有率を90%に引き上げるという目標を定めており、今般、企業が一層風しん対策にご協力いただけるよう、厚生労働省のホームページにおいて「企業における風しん対策」に関するページを作成（参考1）し、特定の健診医療機関に健診を委託している場合や職場の診療所で健康診断を実施している場合の職場内の取り組みの推進策についてとりまとめました。

つきましては、以下の参考情報を関係者等へご周知いただき、引き続き、定期健診等の機会に、クーポンを利用しながら、労働者が風しんの抗体検査を受診できるよう取り組みを進めていただくようお願いいたします。風しんの追加的対策は、原則として令和6年度末までを基本しますが、風しんの抗体検査および予防接種に係るクーポン券の有効期限については令和7年2月末を基本とすることに留意いただきますようお願いいたします。

なお、ポスターも作成しておりますので、周知・啓発にあたってご活用くださいますようお願いいたします。

(参考1) 厚生労働省ホームページ：企業における風しん対策

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/kekkaku-kansenshou/rubella/index_kigyo.html

(参考2) 厚生労働省ホームページ：風しんの追加的対策について

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/kekkaku-kansenshou/rubella/index_00001.html

(参考3) 普及啓発サイト（厚生労働行政推進調査事業費の新興・再興感染症及び予防接種政策推進研究事業「風しん第5期定期接種の対策期間延長における風しん予防接種促進に関する研究」より）

<https://www.cider.osaka-u.ac.jp/rubella>

※令和6年3月25日に更新予定のため、ポスターをダウンロードする場合は、3月25日以降に行ってくださいようお願いいたします。